

# 条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	神奈川県海岸占用料等徴収条例		
条 例 番 号	平成 11 年神奈川県条例第 45 号	法 規 集	第 11 編第 5 章
所 管 部 局 室 課	県土整備部砂防海岸課		
条 例 の 概 要	海岸法第 11 条及び第 37 条の 8 の規定に基づき海岸保全区域若しくは一般公共海岸区域の占用の許可又は海岸保全区域内若しくは一般公共海岸区域内における土石の採取の許可に係る占用料等に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	海岸保全区域や一般公共海岸区域の占用者やこれらの区域で土石の採取をする者(以下「海岸占用者」という。)は、海岸という公共的な空間の一定スペースを排他的に使用し、又は、そこに存在する土石を採取する者であることから、海岸占用者からの占用料等の徴収は必要である。この占用料等を徴収するため本条例は必要である。	
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	占用料等の改定に当たっては、占用形態が道路占用と同種であるものについては、道路占用料の改定額と同じとし、占用形態が道路占用と異なるものについては、道路占用料の改定率を用いて改定額を定めている。また、土石採取料については、市場価格の動向等をふまえて単価を定めており、適正かつ有効な方法を採用している。	【海岸占用料等収入】 20年度 39,802,519円 19年度 40,241,077円 18年度 40,710,769円 17年度 41,962,616円
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	占用料等の額は、本条例第 2 条に定める物件ごとに個別に定められており、占用物件の延長、面積及び数量から容易に額を算出することが可能となり、十分に効率的なものである。	
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	海岸法の規定に基づき、海岸占用者から徴収する占用料等に関し必要な事項を定めたものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	海岸法に基づく内容となっており、憲法、その他法令に抵触しないものである。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理 由 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では、改正・廃止の必要はない。	特 記 事 項 別表に定める占用料等の額については、地価の変動等を踏まえて、適宜見直しを検討する。
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	有 ・ 無